

〈NGO・外務省定期協議会 2025年度第1回ODA政策協議会 議題案／質問状記入シート〉

1. 議題案名:

アフガニスタン政変後の援助方針及び退避者の受け入れについて

2. 議題の背景:

日本政府はアフガニスタンに対して過去20年以上にわたり、アメリカ、イギリス、ドイツにつぐ主要な援助国であった¹。2021年9月の米軍の撤退期限を前にアフガニスタンで起きたイスラム主義勢力タリバーンによる政権奪取によって、これまで日本のアフガニスタンに対するODA事業に協力してきた在アフガニスタン日本大使館現地職員、在アフガニスタンJICA事務所現地職員とODA関係者、NGO現地職員、文科省の国費留学生やJICAのPEACEプログラムの留学生らは迫害の危険にさらされた²。それに対し日本政府は日本大使館とJICA職員などの政府関係者については退避させ、来日後、しばらくしてから難民認定申請をさせ、2022年度と2023年度に難民認定されている³。一方、元留学生やNGO関係者については、大学やNGOなどが身元保証人となり、中長期の在留資格を申請して来日し、一部は難民認定されている。

これまでODAに関する議論と難民受け入れ、及び政府による留学生受け入れに関する議論は別々に扱われてきた。しかし、2021年のアフガニスタンの政変以降、日本の国際協力と留学生政策の帰結として、来日するアフガニスタン人が急増している。また、外務省はタリバーン政権幹部と面会し、援助方針の協議をおこなっており、ODA政策、留学生政策、難民政策は制度相互間の関係性においてとらえる必要がある。本議案はアフガニスタンに対する日本政府の援助方針とアフガニスタン人退避者の受け入れの両方を視野に入れ、今後の日本政府のアフガニスタンに対する方針についてお伺いする。

3. 外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係などがあれば):

特になし。

4. 議題の論点(定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと):

(1) 外務省のアフガニスタンに対する援助方針についてお伺いします。日本政府はアフガニスタンを国家として承認しているが、タリバーン暫定政権は承認しないという立場である。また、国費外国人留学生制度の対象者は、「日本政府と国交のある国の国籍を有すること」が条件であり、文

¹ 外務省(2024)「ODA(政府開発援助)アフガニスタン」

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/middle_e/afghanistan/index.html

² アフガニスタン退避者支援コンソーシアム(2022)「アフガニスタン退避者等概況調査結果概要」

https://drive.google.com/file/d/157-ELIgI7tF2hsgVNou7DYYnfTXUeX_t/view

「アフガニスタン退避者概況調査報告と提言」

<https://drive.google.com/file/d/1rbOzp3Nrv92eErrCfelU8jupwPqnDmAj/view>

³ AAR Japan(2023)「活動レポート つらくても帰れない:来日アフガニスタン難民の今」

<https://aarjapan.gr.jp/report/10964/>

科省による国費留学生の受け入れは継続している。そこで、国家として承認するが、実効支配をする現政権は承認しないという状況下にあるアフガニスタンに対する外交方針と援助方針を説明してください。

(2) 2025年2月にタリバーン政権幹部が来日し、外務省の安藤俊英中東アフリカ局長が面会しましたが⁴、外務省として今後どのようにアフガニスタンとかかわっていく予定でしょうか？特に、人口の半分を占める女性を抑圧し、人権侵害を続けるタリバーン暫定政権に対して、どのように人権やジェンダーに関する「包括的政治プロセス」を推進していく予定でしょうか。なお、7月4日にロシアがタリバーン政権を世界で初めて承認しましたが⁵、日本が承認する予定はありますか。

(3) 出入国在留管理庁によれば、2022年度の難民認定者数のうちの147名(72%)、2023年度の237名(78%)、2024年度の102名(53%)はアフガニスタン人である。この中には外務省が退避させた政府関係者も含まれている。しかし、難民認定された後に第3国に移住した家族もいるので、現在、日本で暮らす難民認定者数はこの数字よりも少ない。従来、難民認定申請者の保護については外務省ODAにより実施し、補完的保護対象者認定申請者の保護については出入国在留管理庁が実施してきた。これらの一貫性及び効率性の確保を目的として、外務省が実施してきた国内難民支援事業については、令和7年度4月から、出入国在留管理庁が実施することとなった。予算の変更が難民支援にどのような影響を及ぼすのかを考える上での基礎的なデータとして、過去5年間の難民事業本部(RHQ)に対する事業委託費について明らかにしてください。なお、保護費の内訳は生活費、住居費、医療費でしょうか。

また、難民認定者は難民事業本部(RHQ)による定住支援プログラムに入り、日本語教育と生活ガイダンスを692時間受講し、保護費を受給できることとされている。2023年度の国連難民高等弁務官(UNHCR)に対する日本政府の拠出額は1億5,076万米ドルで、UNHCRにとって日本は世界4番目のドナー国である⁶。一方、RHQによる定住支援プログラムを受講した難民認定者の人数は、2022年度が74人、2023年度が73人であり、その中で保護費が支給された人数については、2022年度が63人、2023年度が68人であり、定住プログラムを受けている全員が保護費を受給できているわけではない⁷。2022年度と2023年度において支給の有無を決めた際の判断基準を明らかにしてください。

(4) 難民認定者のうち、日本政府が退避させた在アフガニスタン大使館及びJICA職員の大半は、専門性を活かした職には就けず、非正規雇用になっている。家族全員が社会保険に加入している

⁴ 時事通信(2025)「タリバン来日、外務省局長が面会 林官房長官「人権尊重働き掛け」」(2025年2月17日)
<https://www.jiji.com/jc/article?k=2025021700787>

⁵ ロイター(2025) ロシア、アフガニスタンのタリバン暫定政権を世界で初めて承認 (2025年7月4日)、
<https://jp.reuters.com/world/security/C7LRFQ764JKMXAXNCDWOBHRDD4-2025-07-03/>

⁶ UNHCR 日本(2024)「日本政府:令和5年度補正予算からUNHCRへ約5,030万米ドルを拠出」
<https://www.unhcr.org/jp/56923-pr-240315.html>

⁷ 2025年3月11日、移住連省庁交渉(難民・収容)における外務省の説明。

世帯は56%であり、半数近くは無保険状態になっている可能性が高く⁸、女性や子どもたちを含めて社会権が保障されていない状況である。難民の生存権を守るためにも、アフガニスタン人を含めた難民認定者に対して、定期的な生活状況調査を実施するよう要望する。

- 氏名:小川玲子
- 役職:アドバイザー
- 所属団体:アフガニスタン退避者受け入れコンソーシアム

以上

⁸ アフガニスタン退避者受け入れコンソーシアム主催「アフガニスタン退避者受け入れ報告会～日本、韓国、そして各国での社会統合の比較の視点から～」2025年1月22日開催報告資料より。